

官報号外 昭和三十四年五月二日

○審査報告書
〔第十七号参照〕
審査報告書

○審査報告書
〔第十七号参照〕
審査報告書

要し、この費用は、昭和三十四年度
予算に計上済である。

昭和三十四年三月十七日
大蔵委員長 加藤 正人
参議院議長松野鶴平殿

要領書

参議院議長松野鶴平殿

正人

要領書
運輸委員長 相澤 重明
代理理事

要領書

要領書**一、委員会の決定の理由**

本法律案は、旅行あつ、旅業の登録を受けた者の営業保証金として現金又は国債証券を供託する現行制度に地方債証券等有価証券も供託しうることとし旅行あつ、旅業の健全化を図ろうとするものであつて、運輸委員会は妥当なる措置と認めた。

二、費用

本法律の施行には別に費用を要しない。

審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十七日
参議院議長松野鶴平殿 法務委員長 古池 信三

要領書**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、第一審における訴訟の適正迅速な処理を図るため、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとするものであつて適當な措置であると認めるが、なお審理の促進、合議の活用等を推進させる必要を認め別紙の如き附帯決議を行つた。

この法律施行のため昭和三十四年度において合計千二百十五万円を要するが全額予算に計上されている。

二、費用

本法施行のために要する費用として、昭和三十四年度予算に二千五百万円が計上されている。

附帯決議

今次の判事補の増員をもつてしては、審理の促進、合議の活用等に

附帯決議

今回骨関節結核にかかっている児童に対する療養と教育の制度を設けることは極めて時宜に適したものであるが、政府はすみやかにこのようない制度を骨關節結核以外の結核にかかっている児童にも拡大するよう適切な措置を講ずべきである。

審査報告書
〔第十八号参照〕
石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十八日
参議院議長松野鶴平殿 商工委員長 田畠 金光
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書
〔第十八号参照〕
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

右決議する。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十八日
商工委員長 田畠 金光

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十八日
商工委員長 田畠 金光

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、輸送用航空機等の諸施設の充実に努力し、特に司法修習制度及び判事補制度の改善並びに判事補及び裁判所補助職員の適正な増員等についても、その方策を積極的に検討されたい。

要領書
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

昭和三十四年三月十九日
商工委員長 田畠 金光

要領書

昭和二十四年五月二日 参議院会議録追録

審査報告書(第十八号参照)

要領書	一、委員会の決定の理由 本法律案は、硫安の国際的輸出競争に十分たえ得る水準までコストの引下げを図るため、引續いて硫安工業の合理化を促進し、輸出の調整を行う必要から現行法の有効期限を更に五年間延長して昭和三十九年八月一日までとするもので、硫安工業の健全な発展策として妥当な措置と認められる。	
	二、費用 別に費用を要しない。	
審査報告書	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。	
	昭和三十四年三月十九日 内閣委員長 永岡 光治	
要領書	一、委員会の決定の理由 本法律案は、法務研修所を職員に対する研修のほか、刑事政策に関する総合的な調査研究を行なう機関とともに、その名称を改めるほか、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、千葉市ほか四箇所に入国管理事務所の出張所を設置しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。	
	昭和三十四年三月十九日 文教委員長 相馬 助治 参議院議長 松野鶴平殿	
要領書	二、費用 本法施行に伴う昭和三十四年度予算は約一億一千四百万円であつて、昭和三十四年度予算に計上されている。	
	昭和三十四年三月十九日 建設委員長 早川 慎一	
審査報告書	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。	
	昭和三十四年三月十九日 参議院議長 松野鶴平殿	
要領書	一、委員会の決定の理由 本法律案は、道路整備五ヶ年計画を実施するにあたり、道路整備の緊急性、地方財政の状況等を勘案して、昭和三十四年度以降四年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担金の割合又は補助金の率を、昭和三十三年におけると同様に、道路法等の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。	
	昭和三十三年度以降五ヶ年間の道路整備事業費の内、本法施行による国費分は四千九百三十八億円である。	
審査報告書	二、費用 本法律案は、交通が著しくふくそくしている市街地等における交通の円滑を図るために、自動車専用道路を指定することができるることについて立体交差、連結制限、出	
	昭和三十四年三月十九日 大蔵委員長 加藤 正人	
要領書	一、委員会の決定の理由 本法律案は、交通が著しくふくそくしている市街地等における交通の円滑を図るために、自動車専用道路を指定することができるることについて立体交差、連結制限、出	
	昭和三十四年三月十九日 参議院議長 松野鶴平殿	

万円が昭和三十四年度予算に計上済である。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
内閣委員長 永岡 光治

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
内閣委員長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、航空保安に関する行政機構を整備するため、運輸省の附屬機関である航空保安事務所を地方支分部局とし、新たに航空交通管制本部を設置しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
建設委員長 早川 慎一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本道路公团の事業の拡大に伴い事業運営の合理化を図るため、資本金を増加することができる途を開くとともに、日本道路公团が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護等に関する規定を整備するものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用
本法施行のため、昭和二十四年度においては、道路整備特別会計に四十五億円の出資金が計上されている。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

入制限その他の規定を整備する等の改正を行なうものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本道路公团の事業の拡大に伴い事業運営の合理化を図るため、資本金を増加することができる途を開くとともに、日本道路公团が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護等に関する規定を整備するものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用
本法施行のため、昭和二十四年

度においては、道路整備特別会計に四十五億円の出資金が計上され

ている。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

二、てん菜及びてん菜糖の価格の維持安定を期し、必要ある場合は、てん菜糖製造業者の希望申込に応じその製造したてん菜糖の全量買入を考慮すること。

三、てん菜生産の普及振興とてん菜糖工業の安定発展を期し、てん菜の生産、生産てん菜の集出荷、てん菜糖製造工場の新增設並びにてん菜及びてん菜糖の価格形成の調整或いは合理化に関する制度を確立すること。

(二)日本てん菜振興会の運営がてん菜糖製造業者の利害に左右されることなく、真にてん菜生産の振興に寄与するよう、政府は振興会の運営の公正に関し万全を期すべきである。

（三）報告する。

右決議する。

二、費用

この法律の施行のため別に費用を要しない。

二、費用

審査報告書

臨時肥料需給定安法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、臨時肥料需給定安法の有効期限を五ヶ年延長とともに、肥料の需給計画の公表に関する規定を改め、場合によつては関係者に通知することによつて公表に代えることができるにしようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

政府は、肥料の流通の改善を図ることになるので、かような税制上の措置によつて生ずる特定のてん菜糖製造業者の利益の調整を図らうとするものであつて妥当な措置と認められる。

り、肥料工業合理化及び肥料の最適
販売価格制定の効果が肥料の消費農
家の経済に真に役立つよう努力すべ
きである。

右決議する。

図るため、速に左の措置を講すべし。
一、国内旅客船公團に対する政府出資金を増額すること。なお資金運用部資金の融資を十分に確保するとともに外航船舶建造に対する利子との均衡を考慮して船舶使用料子を定めること。

二、海上旅客運送事業の健全な發展を期するため、
1 航路補助金の増額を図ること。
2 海上旅客運送事業の実態にかんがみ、事業税、固定資産税等の輕減を図ること。
3 船員の福利厚生施設の整備を図るよう指導すること。

二、費用

　本法施行のため、特定港湾施設工事特別会計が設けられ、昭和三十四年度七十七億七千万円が計上されている。

附帶決議

　本法案の目的を達成するためには港湾の機能が最高度に発揮されるよう諸施設の均衡ある整備が必要である。

又不特定多数の利用者より徴収する特別利用料の如きは港湾運営の面から再考を要すると認められる。よつて政府は左記事項につき至急検討を加え善処すべきである。

一、上屋、荷役機械、埠頭用地等を本法案の対象施設とすること

二、特別利用料徴収に関する再検討を爲すこと

審査報告書

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月十九日

　　通信委員長　手島　栄
参議院議長松野鶴平殿

一、要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、第二封鎖預金等と
なつてその債権の一部が消滅した
郵便貯金の旧預金者等に対し、旧
預金部資金所属の運用資産の増加
額の一部に相当する金額を交付す
るため、必要な特例を定めるもの
であつて適當な措置と認めた。

二、費用

本法施行に要する費用は、昭和
三十四年度特別会計予算に二億四
千七十三万五千円が計上されてい
る。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添えて、
法律案

簡易生命保険法の一部を改正する
法律案

昭和三十四年三月十九日
遞信委員長 手島 栄

參議院議長松野鶴平殿

要領書

本法律案は、国民に、家族（夫
婦及び子）の全員を被保険者とす
る生命保険を安い保険料で提供す
るために、簡易生命保険の新種とし
て家庭保険の制度を創設するもの
であつて適當な措置と認める。
なお別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う必要な経費は一
億五千七百四十八万六千円であ
る。

參議院議長松野鶴平殿

外務委員長 杉原 荒太

附帯決議

要領書

一、最近における経済情勢の推移並
びに家族保険の創設の趣旨にかん
がみると、簡易生命保険の現行保
险金最高制限額は低きに失し、そ
の目的を達するにじゅうぶんでな
いと認められる、よつて政府は、
なるべく速かに右最高制限額を引
き上げるよう措置すべきである。

二、福祉施設の拡充強化等契約者
サービスの向上を図るよう努力す
べきである。

三、家庭保険創設の趣旨にかんが
み、政府は、加入対象から除かれ
ている父子世帯及び母子世帯の經
済生活の安定を図るため、母子保
険等の実施について研究を進める
べきである。

四、簡易生命保険及び郵便年金の積
立金の運用に当つては、両保険制
度の趣旨にかんがみ、加入者の利
益を増進するよう一段の考慮を払
うべきである。

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

〔第十九号参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の
小包郵便約定の締結について承認
を求めるの件

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月二十四日

參議院議長松野鶴平殿

外務委員長 杉原 荒太

要領書

審査報告書

一、委員会の決定の理由
が一そう緊密となることが期待さ
れるので、妥当な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

昭和三十四年三月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人

參議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、糸値安定特別会計の一部を改
正する法律案

二、費用
別に費用を要しない。

昭和三十四年三月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人

參議院議長松野鶴平殿

審査報告書

糸値安定特別会計法の一部を改
正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人

參議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、糸値安定特別会計の一部を改
正する法律案

二、費用
別に費用を要しない。

昭和三十四年三月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人

參議院議長松野鶴平殿

審査報告書

糸値安定特別会計法の一部を改
正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十四年三月二十四日
大蔵委員長 加藤 正人

參議院議長松野鶴平殿

いる。この条約の締結によつて、両国間の友好関係及び経済関係を発展させる効果が期待できるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

漁船法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由

未満の無動力漁船については登録要しないことにしようとするもので妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律案は、総トン数一トン未満の無動力漁船については登録を要しないことにしようとするもので妥当な措置と認められる。

三、酪農振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

四、牛乳及び乳製品の需給の調整及び価格の安定に関するものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律の施行に伴い昭和三十四年度において要する費用は、約一千五百五十万円であつて、昭和三十四年度予算に計上されている。

審査報告書

この法律案は、酪農事情の推移にかんがみ、現行法に対し、酪農の計画的改善に関する制度を設け、生乳等の取引契約及び取引に係る紛争の処理方法を整備し、牛乳及び乳製品の消費の増進を図る等の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律施行のための経費として、昭和三十四年度一般会計予算が、昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、この法律の施行に際し次の事項について特段の考慮を払い遺憾なく措置すべきである。

一、酪農事業施設の設置及び変更の規制の拡大強化についてその運用に慎重を期し、"中心工場"の独占性を誘発する等牛乳取引に障害を来たさないよう充分注意すること。

この法律施行のため別に費用を要しないことにして、その他の妥当な措置と認められる。

二、費用

酪農振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

建設委員長早川慎一
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

この法律案は、酪農振興基金に対する政府の出資の増大に努めること。

二、費用

この法律施行のための経費として、昭和三十四年度一般会計予算が、昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、この法律の施行に際し次の事項について特段の考慮を払い遺憾なく措置すべきである。

一、酪農事業施設の設置及び変更の規制の拡大強化についてその運用に慎重を期し、"中心工場"の独占性を誘発する等牛乳取引に障害を来たさないよう充分注意すること。

この法律施行のため別に費用を要しないことにして、その他の妥当な措置と認められる。

二、費用

酪農振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

企画調整局及び調査普及局を計画局及び振興局に改組するとともに、原子力局に次長を一人増員し、科学審議官の職務の規定に改める法律の一部を改正する法律案

審査報告書

この法律案は、最近国内において右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

この法律施行のための経費として、昭和三十四年三月二十六日内閣委員長千葉信代代理理事

附帯決議

政府は、この法律の施行に際し次の事項について特段の考慮を払い遺憾なく措置すべきである。

一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

参議院議長松野鶴平殿

代理理事 千葉 信

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

建設委員長早川慎一
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

この法律案は、酪農事業資金の借受等をする場合、保証事業会社がその債務を保証できることとし、その手続等に所要の規定を設けるものでおおむね妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のための経費として、昭和三十四年三月二十六日内閣委員長千葉信代代理理事

附帯決議

政府は、この法律の施行に際し次の事項について特段の考慮を払い遺憾なく措置すべきである。

一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用

酪農振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

この法律案は、国会職員法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

農林水産
委員長 秋山俊一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十四年五月二日 参議院会議録追録 審査報告書(第二十一号参照)

と地方の間における税源の再配分を検討するほか、特に左の事項の実現を期すべきである。

一、遊興飲食税の免税点は、飲食店等については五百円、旅館については千円とすることとし、昭和三十一年度より実施すること。

一、所得税法の改正に伴う昭和三十一年度以降の住民税の減収補てんは、たゞ消費税率の引上げ等をもつて措置すること。

一、固定資産税の制限税率引下げに伴う財源補てんに係る起債の特例の実施に当つては関係市町村の財政の実状に適合せしめると共に昭和三十五年度以降についても適切な補てん措置を講ずること。

一、非課税等の特例措置については根本的に再検討し、課税の合理化と負担の均衡化を図ること。

一、住民の税外負担は極めて多額であり、且つその多くは公費負担とすべきものが多いから適当な財源措置によりその解消を図ること。

審査報告書
地方交付税法の一部を改正する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三十一日
委員長 地方行政館 哲二
参議院議長 松野鶴平殿
要領書
本法律案は、地方交付税法の一部を改正する法律案に對し衆議院で修正の上、本院に送付され、その主な内容は、消防講習所を消防学校に改めること、消防審議会を設けること、市町村の消防長の任用資格を定めることその他規定の整備を行おうとするものであつて概ね妥当なものと認めた。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現況に伴う地方負担の激増は、事業の実

かんがみ、地方交付税の率を百分の二十七・五から百分の二十八・五に引上げるとともに、基準財政需要額の増額とその算定方法の合理化等を図るために、単位費用の改訂、各行政項目ごとの測定単位に適用される補正の種類の法定等を主な内容とするものであつて、その趣旨は、概ね妥当なものと認められる。

なお、当委員会においては、別紙のよきな附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のために必要な経費は、交付税率一パーセント引上げによる増額分八十二億余円を含め、昭和三十四年度交付税及び譲与税配付金特別会計に地方交付税交付金として計上の二千四百八十六億余円により措置されている。

かに実現をはかること。

一、地方自治体の職員の給与に関しては、常に実情を調査し、その適正化に格段の努力をすべきであるが、特に国家公務員の水準に比しそれを失する新市ならびに町村の職員については、すみやかに次のように措置すること。

(1) 市町村において給与条例ならびに、初任給・昇給昇格基準のないところは、その自治体の実情に応じ、国家公務員の例により制定するよう指導すること。

(2) 右の整備にともない、職員の給与水準を改善するよう適切な援助指導をすること。

附帯決議
地方財政はようやく好転のきざしありとはいゝ、財源措置の適否は再建の将来に至大の關係がある。政府は交付税制度の本旨にかんがみ本法の実施に当つては、特に左の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

一、基準財政需要額等については算定方法の簡素合理化を計ることと、財源を附与し得るよう、関係諸施策の内容と併せてこれを検討すること。

一、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時条例に関する法律」の廃止により三十四年度以降、公共事業の増大に伴う地方負担の激増は、事業の実

施に多大の困難を生ずるおそれあるにかんがみ、本法による一般財源附与の適正化と併せ、補助負担率の引上、地方債の増額等、必要財政上の諸措置に努めること。

一、直轄事業に係る交付公債については、本制度が暫定的特例措置たる性質にかんがみ、将来、これが廢止を目途として根本的に検討を加えるとともに、既發行分に係る利子負担の免除等については速かに実現をはかること。

一、地方自治体の職員の給与に関しては、常に実情を調査し、その適正化に格段の努力をすべきであるが、特に国家公務員の水準に比しそれを失する新市ならびに町村の職員については、すみやかに次のように措置すること。

一、消防組織法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三十一日
参議院議長 松野鶴平殿
要領書
本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十四年三月三十一日
予算委員長 木暮武太夫
要領書
本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十四年三月三十一日
参議院議長 松野鶴平殿
要領書
本法施行のため、別に費用を要しない。

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、別途国税徵收法の改正と対応して、地方税の徵收制度に關し、私法秩序の尊重と地方税徵收確保の調整をはかること、滞納処分手続を合理化すること等を主な内容とするものであつて、その趣旨は妥当なものと認められた。

昭和三十四年度政府関係機関予算右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月三十一日
参議院議長 松野鶴平殿
要領書
本法施行のため、別に費用を要しない。

が見込まれ、昭和三十四年度予算に計上されている。

審査報告書
昭和三十四年度一般会計予算
昭和三十四年度特別会計予算
昭和三十四年度政府関係機関予算

要領書
本法施行のため必要な経費は、費等で、新たに約五百三十四万円

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現況に

規定しようとするもので、織維工業の不況打開に資する方策として妥当なものと認められる。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
別に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たり、事業の従業員に及ぼすべき影響を考慮し左の措置を強力に実施すべきである。

法第二十四条の共同行為の指示を受けた事業者が、共同行為の実施に際し、従業員を解雇し、労働条件を著しく低下させ、又は不当なる配位置転換を行うことを防止するため充分なる措置を講ずること。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法律案は日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、昭和三十四年度産業投資特別会計予算に日本輸出入銀行出資金として七十億円が計上されている。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法律案は「日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定」に基いて、わが国がカンボディアに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理の継続を本特別会計で行うことができることとしよろとすることであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十四年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算に一般会計より受入として二千五百円が計上されている。

昭和三十四年五月一日 参議院会議録追録 審査報告書(第二十五号参照)

四百八十六億四千九百三十五万六千円が計上されている。

審査報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、昭和三十四年度産業投資特別会計予算に日本輸出入銀行出資金として二百五十億七千三百九十七万九千円が計上されている。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の首都における自動車交通量の激増に対処し、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を一括して行わせるため、新たに首都高速道路公団を設立し、これらの地域における自動車交通の円滑化を図らうとするものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用
本法施行のため、昭和三十四年度において、道路整備特別会計に政府出資金十億円が計上されている。

昭和三十四年四月八日
大蔵委員長 山本 米治
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなつたため、これに関し必要な経費を追加計上し、その財源は、日本銀行所有の金地金の帳簿価格を改定することにより生ずる再評

四百八十六億四千九百三十五万六千円が計上されている。

審査報告書

首都高速道路公団法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
建設委員長 早川 慎一
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の首都における自動車交通量の激増に対処し、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を一括して行わせるため、新たに首都高速道路公団を設立し、これらの地域における自動車交通の円滑化を図らうとするものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用
本法施行のため、昭和三十四年度において、道路整備特別会計に政府出資金十億円が計上されている。

昭和三十四年四月八日
建設委員長 早川 慎一
参議院議長 松野鶴平殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、「日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定」に基いて、わが国がカンボディアに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理の継続を本特別会計で行うことができることとしよろとすることであつて、適当な措置と認める。

二、費用
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日
商工委員長 島 清
代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

定実施のための費用として約七億円が計上されている。

審査報告書

本法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が

の賠償等特殊債務処理費中に、協

定実施のための費用として約七億円が計上されている。

審査報告書

本法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が

の賠償等特殊債務処理費中に、協

事項、訴願制度改正に關する事項、固定資産の評価の制度に関する事項、租税制度に関する事項、

内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勅告にかんがみ、一般職の

業団による非能率炭鉱の買上げ等の業務を更に継続するため、事業団の業務に必要な費用にあてては、採掘権者及び租鉱権者の納付金の納付期間を一年間延長して昭和三十六年八月末までにしようとするものである。

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月八日

社会労働委員長 久保 等
参議院議長 松野鶴平殿

右の業務を更に継続するため、事業団の業務に必要な費用にあてては、採掘権者及び租鉱権者の納付金の納付期間を一年間延長して昭和三十六年八月末までにしようとするものである。

右炭産業の現状にかんがみ、委員会はこれをおおむね妥当な措置であると認めた。

「援護年金」を「福祉年金」に、「老齢援護年金」を「老齢福祉年金」に、「障害援護年金」を「障害福祉年金」に、「母子援護年金」を「母子福祉年金」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案。右多數をもつて否決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報

昭和三十四年四月八日

社会労働委員長 久保 等
参議院議長 松野鶴平殿

本法律案は、公共企業体等及び

地方公営企業に勤務する職員がそ

の職員の組合を組織するについ

て、職員以外の者が、当該職員の

組織する組合の役員又は組合員と

なることを禁じていることは、日

本国憲法及びILO条約の精神に

違反するものであるという立場か

らこのような制度をすみやかに廃止しようとするものであるが、現段階においては不適当なものと認められる。

本法律案は、国民年金法案発足後の改善拡充に努力すべきであつて特措置が講ぜられるべきである。

一度の相互間の通算調整の措置は、

一、委員会の決定の理由

要領書

本法律案は、皇居造営に関する

要領書

本法律案は、人事院の国会及び

二、費用

本法律施行に伴う昭和三十四年

附帯決議

附則中「昭和三十四年四月一日」を

「公布の日」に改める。

本法律案は、皇居造営に関する

要領書

本法律施行に伴う昭和三十四年

審査報告書

昭和三十六年度までに完了することと。その際途中脱退者が不利にならないよう配慮すること。

二、生活保護法の運用において、老齢加算制度の創設、母子加算及び身体障害者加算の増額等の措置を講じ、生活保護法の被保護者にも福祉年金の目的が達せられるよう措置すること。

三、積立金の運用については、被保險者の利益の為に運用する方途を講じ、被保險者にその利益が還元されるよう配慮すること。

四、福祉年金の支給に当つては各種の制限措置、老齢福祉年金の年齢制限、各種所得制限を緩和すること。

五、障害年金及び障害福祉年金は内科的疾患に基く障害者並に精神障害者にも適用すること。

六、母子並に障害福祉年金の支給範囲に付ては更に検討を加えこれを拡大することに努力すること。

七、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

八、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

九、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十一、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十二、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十三、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十四、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十五、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十六、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十七、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十八、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

十九、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

二十、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

二十一、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

二十二、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

二十三、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

二十四、本法律施行に伴う昭和三十四年六月十五日に支給する期末手当の増額を行うとともに、あわせて暫定手当の一定額を俸給に繰り入れる措置をしようとするものであり、その措置は妥当と認める。なお、第一条のうち別表の改正規定お、第一別表第五の整理に関し所要の修正措置すること。

件名	主な主管庁	講願に対する処理要領	十分調査検討の上慎重に取り扱うべきものと考える。
名	總理府	同	地方公共団体の組織の簡素化も強く要請されているので、その均衡も考えた上で善処したい。
町村の議会に事務局設置の請願(第四三三号)	地方法令課	新市町村建設促進に関する請願(第二七号)	新市町村立全日制高等学校教員の在職期間通算に関する請願(第二七号)
新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村の育成強化に関する請願(二件)(第三四九、四五〇号)	新町村の育成強化に関する請願(二件)(第三四九、四五〇号)	新市町村建設促進に関する請願(第二七号)
市町村民税の準率による減税分に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)
恩給改訂に関する請願(三件)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)
号) 第二七七、三〇八、三七二	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)
五号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)	新市町村建設促進法の完全実施に対する補てん措置の請願(第四五〇号)

相互間の在職期間の通算は、調整措置の技術的な面から困難である。また、ついては在職期間の相互通算を講ずることについても、今後さらに検討を加えたい。

二、国有林野の払下げについては、今後ともできる限り努力いたしたい。

講じていくことといたしたい。今後とも事情の許す限り十分な予算措置を

施に支障なきを期し、その運営の円滑化への努力する所存である。起債の決定については、なほ一層早期に決定するよう努め事業の執行に当り支障のないよう処理いたしたい。

特別交付税において措置する所存である。

一、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）の制定により請願の趣旨は達せられたものと考る。

二、十六十歳未満の恩給受給者の制限条項を撤廃することにつては、眞重に検討

三、国家財政等諸般の事情を勘案の上検討することとが適當であると考へる。

昭和三十四年五月一日 參議院會議録追録

第二十七回二十九回において掲載された説教の處理

1

<p>更生保護事業の強化に関する 請願（第一八五号）</p> <p>法務省</p>	<p>傷病者の増加恩給増額等に關する 請願（二件）（第五九、二八号）</p> <p>同</p>	<p>戦没者遺族の公務扶助料是正する請願（第三四八号）</p> <p>等に關する請願（第三四八号）</p> <p>同</p>
<p>三、更生保護委託費については昭和三十三年一度は前年度に比し委託事務費として対象第三者一人一日平均六十六円を加えた二千三百万二千円を増額する予定になつてゐる。</p>	<p>一、保護司実費弁償金については委託保護分の事務費費には委託費に組み替え、任意保護分の事務費費のみを補助金として支出することとし、このため昭和三十三年一度に三千百三十六万七千円減額の予定である。</p>	<p>一、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）の制定により請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>
<p>二、更生保護会に対する補助金は、昭和三十三年一度に三千五百十二万一千円を増額する予定であつて、平均月三十円を引上げ、総額</p>	<p>六、未復員者が未復員中自己の責に帰することができない事由により負傷又は疾病にかかり復員後療養を必要とする場合は、旧未復員者給付法又は現行夫婦還者等の給付法により國が療養の給付を行つてある。また、同一の被療養者が一旦治療又は症状軽快等により同法による療養の給付を受けなくなつた後症状悪惡又は再発の疾患を行つてゐる。</p>	<p>二、增加恩給受給者に対する家族加給については前記の恩給法等の一部を改正する法律の制定により請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>
<p>三、一般戦争犠牲者との権衡上適当でないと考へる。</p>	<p>四、請願のように措置することは適当でないと考へる。</p>	<p>三、一般戦争犠牲者との権衡上適当でないと考へる。</p>
<p>四、請願のように措置することは適当でないと考へる。</p>	<p>五、恩給法等の一部を改正する法律の制定により請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>	<p>四、請願のように措置することは適当でないと考へる。</p>
<p>五、より請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>	<p>六、未復員者が未復員中自己の責に帰することができない事由により負傷又は疾病にかかり復員後療養を必要とする場合は、旧未復員者給付法又は現行夫婦還者等の給付法により國が療養の給付を行つてある。また、同一の被療養者が一旦治療又は症状軽快等により同法による療養の給付を受けなくなつた後症状悪惡又は再発の疾患を行つてゐる。</p>	<p>五、恩給法等の一部を改正する法律の制定により請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>
<p>六、未復員者が未復員中自己の責に帰することができない事由により負傷又は疾病にかかり復員後療養を必要とする場合は、旧未復員者給付法又は現行夫婦還者等の給付法により國が療養の給付を行つてある。また、同一の被療養者が一旦治療又は症状軽快等により同法による療養の給付を受けなくなつた後症状悪惡又は再発の疾患を行つてゐる。</p>	<p>七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十四年一月から五年間死亡者につき年額二万五千五百元の遺族給与金が支給されることになつたから請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>	<p>六、未復員者が未復員中自己の責に帰することができない事由により負傷又は疾病にかかり復員後療養を必要とする場合は、旧未復員者給付法又は現行夫婦還者等の給付法により國が療養の給付を行つてある。また、同一の被療養者が一旦治療又は症状軽快等により同法による療養の給付を受けなくなつた後症状悪惡又は再発の疾患を行つてゐる。</p>
<p>七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十四年一月から五年間死亡者につき年額二万五千五百元の遺族給与金が支給されることになつたから請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>	<p>八、增加恩給受給者に対する家族加給については前記の恩給法等の一部を改正する法律の制定により請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>	<p>七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十四年一月から五年間死亡者につき年額二万五千五百元の遺族給与金が支給されることになつたから請願の趣旨は達せられたものと考へる。</p>

新潟刑務所移転に關する請願 (第五七二号)	刑法改正に關する請願 (第三七六号)
中国商品展覽会準備工作員の 申訴問題解決に關する請願 (第六七七号)	群馬県前橋地方法務局中之条 支局令金等新築に關する請願 (第一一九号)
原水爆実験禁止等に關する請 願(三十二一件)	鉄路地方裁判所北見支部等の 甲号昇格等に關する請願 (第四七八号)
五、六、一、一八〇、二二〇、二 二、一、二、三、二、二三、二 四、二、二、五、二、二、六、二 七、二、二、八、二、八〇、三一、 三一、二、三、三、三、一、四、一 五、四、一、六、四、一、四、一 四、二、二、五、七〇、五、七一、 五、七、一、九、四、二、五、七	
必需食品原料塩の販売価格引 下けに關する請願(第一一五号) する請願(第四七九号)	日本不動産銀行拡充強化に 關する請願(第四七九号)

同 同 同 大 藏 省 同 同 同 外 務 省 同 同 同

現在在刑法改正作業の一環として慎重に検討しているが、新築の必要を認め、これを早急に実現させようとする所存である。

一、地方裁判所及び地方検察庁の設置については、なお十分研究することとしたいたい。

二、拘置支所の設置については、請願の趣旨にそぞろようにしたいたい。

三、少年鑑別支所の設置については、困難と思われるが、今後十分検討することとしたいたい。

請願の趣旨にそぞろ努力することとしたいたい。

一、核実験の停止等については、核実験を実施する国に対してもそののと抗議を行なう一方で、第十二回国連総会には軍縮交渉の促進と核実験の停止に関する決議案を提出し、第三回回国連総会には、米・英・ソ三国の核実験中止協定に關するジュネーヴ会議において、核実験の中止を認めた。この結果、核実験の早期実現のため努力をしてきた。以上の結果、米・英・ソ三国による核実験停止声明の発出等核実験の早期中止の方針に事実上の進展をみてきたが、今後とも、核実験の恒久的中止を目標として努力する方針である。

二、日本が核武装をせず、外国の核兵器の持込みを認めないと立場は明白であり、核兵器問題を含み安全保全上の諸問題については日本安全保障委員会等を活用してゆく方針である。

三、原爆被爆者援護法の立法の必要性等については今後とも検討を行うこととしたいたい。

昭和十三年一度も引受けを継続する考え方であるが、政府出資の増額については、目下のところ考えていらない。

現行の食料用塩完売価格については、今直ちに引下げを行なうことは困難である。又ソーダ工業用塩については、現在の入方式及び完売価格は食料用と別個の方式によつて食料用塩完売価格が影響をこうむつてゐるとは考えられない。

県立たばこ試験場を日本専売公社に移管することは困難である。

塩収納価格については、今後漸次引下げを行なう方針であるが値格の決定に当つては、引

学校給食振興に関する請願 (第三八七号)	同	同	同	同	同	同
高等教育学校の定期制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願 (第五五五号)	同	同	同	同	同	同
北海道大学工学部に精密工学科設置の請願 (第三八五号)	同	同	同	同	同	同
富山大学に夜間大学設置の請願 (第五五六号)	同	同	同	同	同	同
高等学校定期制課程の育英資金増額に関する請願 (第五五号)	同	同	同	同	同	同
公民館等の災害復旧費国庫補助に関する請願 (第一八二号)	同	同	同	同	同	同

教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一一六号)を公布し、教職員定数の完全実施への努力である。

2 で、「甲号基準」の完全実施に努力したい。

3 補助率の引上げは困難である。

4 教職員給与費、教材費について、義務教育費国庫負担金において相当額を増額計上しており、校舎建築費の国庫負担制度の確立につい努めている。

5 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第四〇号)及び学校給食法(昭和二十九年法律第一六〇号)によつて補助を行つてゐるが、これを全児童生徒に及ぼすことは困難である。

6 い。7 請願の趣旨にそちよう努力した

8 地方交付税率が昭和三十三年度より一・五%引き上げられた。

一・五%引き上げられたのは、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する法律(昭和三十一年法律第四〇号)に基き、約三十六万人の準備要保護児童生徒に対して無償給与を行つており、また災害地に關しては特別の措置を行つてゐるが、その他の学用品については無償給与を行ふことは困難である。

今後とも十分研究したい。

昭和三十三年度予算成立によつて、請願の趣旨は達成されたものと考える。

今後とも趣旨にそちよう努力する考えである。

定期制高等学校の生徒に対する育英資金の増額について、毎年努力しているが、今後ともいつそう勤労青少年年の育成のため、この予算の増額に努めた。

請願の趣旨については、努力したい。なお、既定予算のわく内の操作によつて一部国庫補助を行ひ善処したい。

学校給食法に定められた各項は全面的に実施されつゝある。なお、法制定当時の附帯決議の趣旨について、大体において実施され必要な脱脂粉乳の国庫補助についてはその改正については慎重に考究する必要があると考へる。

福岡市板付基地周辺の学校教育対策に関する請願（第三八六号）

公立義務教育施設費半額同庫負担制度確立に關する請願書
（百三十件）

栃木県宇都宮第二操縦学校の
飛行騒音による被害補償の請
願（第五一二号）

同 同 同

一、F-100・ジエット機の騒音の被害軽減のため必要とする校舎の増築、木造校舎の鉄筋コンクリートへの改築等については全額国庫負担で補償することとしている。

二、実驗学校等については目下のところ考えていない。

三、防音工事等を実施することによって各種の教育阻害は相当軽減されると思われるが、なお、重大な教育阻害の事実があるとすれば個々について研究したい。

四、1 防音工事等の実施によって各職員の負担も相当軽減されると思われるが、なお、重大な極端な負担増の事実があれば検討することとしたい。

2 通勤手当は支給されていてが、一般原則以上に特別な措置をすることは困難である。

五、事情の許す限り最大の考慮を払い処理することとしたいたい。

和三十二年度予算ですでに四校の工事を完了した。なお、被害があると思われる学校については引き続き防音工事を実施する計画である。

公立義務教育諸学校の建物の新、増、改築について我が国がその一部を負担するものとすることについては義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八一號)を公布した。なお、これに伴う昭和三十三年度予算是計上されている。

六五、三六六、三六七、三七一
八、三六九、三七〇、五七三
五七四、五七五、五七六、五八〇
七、五七八、五七九、五八一
八四、五八一、五八二、五八三、五八四
七、五八八、五八六、五八五
五九一、五九二、五九三、五九四
九号) 義務教育施設費半額国庫
予算増額に関する請願(第一〇三号)
九号) 公立義務教育施設費半額国庫
負担制度確立等に関する請願(第一〇三号)
五三号) 危険校舎改築促進臨時措置法
を恒久法とするの請願(第五三号)
九号) (第一〇三号)

厚 同 同 同 同 同 同
生
省

右に同じ。

昭和十三年度予算において、小中学校規模適正化のための建設費として約十億円を計上した。

一、公立義務教育諸学校の建物の新、増、改築費について國がその一部を負担するものとすることについては義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八一號)を公布した。なお、これに伴う昭和三十三年度予算是計上されている。

二、学校敷地買収費、整地費については、國庫補助の対象とはしないが起債の対象とするよう検討中である。

基準坪数の引上げについては、目下のところ実行わない。建築基準準備については実際に適合するよう考慮したい。

三、昭和十三年度地方債計画は、義務教育施設整備事業分として一二〇億円を計上している。

公立学校施設費国庫負担法に基き、三分の二を國が負担することになつて、現在のところ特別措置法の制定は考えていない。

法制化については考えていない。補助事業の早期完了をはかるため、実施上、國庫補助金の早期決定に努力したい。

一、公立義務教育諸学校の建物の新、増、改築費について國がその一部を負担するものとすることは、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八一號)を公布した。なお、これに伴う昭和三十三年度予算として五四億円は計上されている。

二、昭和十三年度予算において、小中学校の上、選定方針を樹立して、自然公園審議会の意見を聴き、処理するが、本件の地域につる検討した。

具体的的事実に即して、請願の趣旨にそよう

老令年金制度の法制化に関する
請願(第五四〇号)
国民障害年金法制定に関する
請願(第二八四〇号)

いつも検討する予定である。
国民年金制度の一環として、昭和二十四年
より実施すべく現在準備、検討中である。
右に同じ。

結核医療費国庫補助増額等に
関する請願(二件) (第五〇五号)
五、五四六号)

清掃事業に対する国庫補助の
全面的実施の請願(第四八四〇
号)
大分県別府温泉に原水爆被災
者療養所設置の請願(第三九
九号)

無医村解消の積極対策に
関する請願(第四九二号)

国立療養所の賄費増額等に
関する請願(第四〇〇号)

国立療養所の賄費増額に
関する請願(第五九四号)

国立病院等の賄費増額に
関する請願(二件) (第四九三、
四五七号)

広島県国立加茂療養所存続に
關する請願(第一七七号)
らい療養所退所者の援助に
する請願(第五〇三号)

戦傷失明者用仗支給に関する
請願(第一八六号)

生活保護法の最低生活基準額
引上げ等に関する請願(二件)
(第四九〇、五四三号)

厚生省 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

全額国庫補助を早急に実現することは困難
患者対策に重点を置き、結核予防行政を推進
したい。国民年金制度の一環として、昭和二十四年
より実施すべく現在準備、検討中である。
右に同じ。

とても検討する予定である。
国民年金制度の一環として、昭和二十四年
より実施すべく現在準備、検討中である。
右に同じ。

原爆症に対する温泉療法については、目下
検討中である。

公的医療機関にべき地出張診療所を設置さ
せ、それには補助率二分の一の国庫補助を行つ
て、その解消をはかつて、今後もこの
対策を推進し、国保直営診療施設の設置と
併せて無医村の解消に努めたい。

食糧費については、昭和三十三年度から一
人一日百二十円に増額され、その後も更にこ
つては重症者、治療食が必要とする患者等に当
ても更に研究改善をはかりたい。

看護については、その万全を期しているが
今後とも看護内容の向上に努力したい。

右に同じ。

存続については、充分考慮したい。

現在帰郷旅費の支給、帰郷後の厚生資金
支度若干の貸付金制度を行つて、被服の支給と
支度金について考慮したい。また所内における厚生
指導については現在木工、縫工、園芸等実施
中であるが、更に指導種目を拡充するよう考慮
したい。

戦傷による失明であることを示すしるしき
つけることについては検討いたしたい。

一、実保護基準の引上げについて、消費生活
の実態及び物価の変動に応じて実態に則す
るよう検討を加える。

健康保険法の一部改正に関する請願
(二件) (第五二五、五六号)
旅館従業員に対する健康保
法等の一部改正に関する請願
(二件) (第五〇四、五二九、五
三〇号)
国民健康保険法の一部改正に
関する請願(二件) (第五二
二、五一六、三五三号)
映画館従業員に社会保険強制
適用の請願(三件) (第五
四、五二七号)

健康保険法の一部改正に
関する請願(二件) (第五
二、五一六、三五三号)
旅館従業員に対する健康保
法等の一部改正に関する請
願(二件) (第五〇四、五二九、五
三〇号)
国民健康保険法の一部改正に
関する請願(二件) (第五
二、五一六、三五三号)
映画館従業員に社会保険強制
適用の請願(三件) (第五
四、五二七号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

いまだ強制適用にすることは困難である。
ので、任意包括適用制度の活用について考慮
したい。任意包括適用制度の活用について考慮
したい。任意包括適用制度の活用について考慮
したい。

いまだ強制適用にすることは困難である。
ので、一般基準のみの引上げと併せて検討す
る。現段階における即時実施は困難である。
現段階における即時実施は困難である。
現段階における即時実施は困難である。

いまだ強制適用にすることは困難である。
ので、一般基準のみの引上げと併せて検討す
る。現段階における即時実施は困難である。
現段階における即時実施は困難である。

国民健康保険事業育成強化に
関する請願(第五二八号)
国民健康保険診療報酬支払基
金制度設置に関する請願(第五
七〇号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

未帰還者留宿家旅等による療養給付期間延長等の讀法は、(二件) (第二八五、三九八号)

同上

二、母子年金制度については、目下検討中である。自転車税については、十分検討いたしたい。

三、から廃止されについては、なほ、事業税の免税点の引上げについては、十分検討いたしたい。

四、母子福祉資金のうち、生業資金の増額及び従業員資金の貸付の延長については、昭和三十三年五月一日起から施行されることは、なほ、事業継続資金の増額については、検討の上、増額に努めたい。

五、母子の就労対策については、極力これが強化に努めたい。

六、母子家庭に対する小口貸付事業の強化について、母子福祉資金との関係もあるので、慎重に検討いたしたい。

七、母子福祉貯蓄組合については、極力これが普及に努力したい。

八、母子家庭の生活合理化運動については、極力これが推進に努めたい。

一、未帰還者留守家族等援護法施行前旧未復員者給与法の規定により療養の給付を受けた者がいることは、昭和三十三年五月一日起から、当該負傷等はその対象とされない。したがて、当該負傷病等の受給者は、療養の給付を行わぬことになつていたところ、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十五号)によりさりに二年間延長されることになつた。

二、療養の給付は、未帰還中における自己の責に帰することができない事由によりかかる負傷、疾病に対し行うものであるから、当該負傷等はその対象とされない。増加恩給等の受給者についても、療養の給付を行わぬことになつていたが、例外規定によれば、生満の大臣が必要があると認める場合には、療養の給付を行ふこととし、そのためには、食費に相当する額の範囲内で、一部負担金を徴収することになつているものでこの程度の負担はやむを得ないものと考える。

三、未帰還者留守家族等援護法について、療養の給付を行なうことは考えていない。

四、未帰還者留守家族等援護法においては、療養の給付以外に患者の療養中の生活費を支給することはできない。

五、結核患者の退院者の後保護施設への入所についても研究したい。

六、療養の給付は受けられる権利を時効により消滅した者に対し、今後療養給付を行うことは考えていない。

中共里帰り婦人に対する歸國船早期派遣の請願(第五一號)	動員学徒犠牲者援護に關する請願(第五二三號)
未帰還者調査機構の拡充強化に關する請願(二件)	通信関係原爆犠牲者の処遇に關する請願(二件)
同	同
同	同
同	同
同	同

七、戦傷病者の就職又は住宅のあつ旋について
てはできる限り努力したい。

八、内地発病者については、個々のケースについて検討したい。なお、太平洋戦争中に内地の遺族について病しいことは、既に死んだ軍人に対する恩給等の特例に關する法律により扶助料又は遺族年金支給の途が開かれている。

九、増加恩給については、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十号）により増加されることになつてはいる。

十、内科疾患に対する増加恩給の裁定基準を内科疾患のみに上るに於けることについては、恩給局の傷病恩給症状等差専門調査会の答申に基き処置したい。

十一、傷病恩給の申請から裁定までの期間短縮については、できる限り努力したい。

十二、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十五号）により、昭和三十四年一月より遺族給与金が支給されることになった。

英國船安順丸を神戸から天津に就航させ、これに乗船、中國に渡航させたので本件は処理すべきである。

夫婦還者数の減少に伴つて職員の縮減はやむをえないと考える。ただ職員一人当たりの担保はないと思える。

二、靖国神社に合祀することについては、目下同社において研究中である。

種畜牧場の整備拡充をはかるとともに乳用雄牛の助成の増大を考慮したい。

一、現在の段階では國による直接的な価格保証形態を採用する時期ではなくむしろ乳備強化がかかるべきものと考える。

二、需給調整については、牛乳乳製品の学校給食、酪農振興基金の設立、乳製品の緊急保管を内容とする需給調整対策を決定し、逐次実施しつつある。

三、生産コストの低減を目的とする集約酪農地域の建設につとめ、他方社会工場等において集団飲用を促進するための予算措置を講じた。

四、乳製品の輸入については、国内において供給できないものを除いて行われていたな

<p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補償の暫定措置に関する請願(第一八八号)</p> <p>農業協同組合役職員厚生年金制度実現に関する請願(二件)</p> <p>凍霜害防止対策指掌法制定に関する請願(第七一号)</p>	<p>農林省</p> <p>農林漁業団体職員共済組合法が第二十八回國会において成立、四月二十八日に公布された。</p> <p>一、試験研究期間における技術の研究と指導について</p> <p>一、凍霜害に対する試験研究については、各種基礎的研究を行なうとともに必要な試験研究につき国庫補助を行つてはいる。今後もこれが試験研究の一層の充実を図るとともに農業改良普及事業等によつて、その成果について十分な指導を行なうよう努力したい。</p> <p>二、樹木等の凍霜害対策としては、昭和三十三年度から農業改良資金助成法に基く技術導入資金の貸付対象としている。なお、融資の途をひらくこととしている。今後も融資による技術導入資金の貸付を行なうことを予定している。</p> <p>三、農業及び肥料の備蓄について</p> <p>凍霜害対策としての農業及び肥料の備蓄に被災時には、現在不足を来たすことにはついがては今後とも十分配慮したい。</p> <p>四、被災者に対する常農資金の融資、農業販賣等の諸制度もあり、特別の立法措置を講じながら、これら諸施策の有効かつ適切な実施によって所期の目的を達成し得るものと考えられるが、なによく検討して行きたいと考へる。</p> <p>台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)が公布施行されたので、今後は、この法律の趣旨にそつて万全の措置を講じて行きたいと考へる。</p> <p>昭和三十三年度において岡山県の当該集落が導入される予定である。</p>
同	同

國芸振興法制定に關する請願 (第七四号)							
蚕繭流通秩序確立に關する請願 (第三六号)				特定水域航行令第四条改正に 關する請願(第六三号)			
九州地方の私鉄水害復旧に關 する請願(第三七号)				運輸省			
同	同	同	同	同	同	同	同
中央線鉄道輸送力緊急増強に 關する請願(第七八号)	豊肥線鐵道ジーゼル化促進に 關する請願(第三九号)	大糸線鐵道輸送力増強に關す る請願(第七七号)	八一二列車を我孫子駅から上 野駅までの直通列車とするの 請願(第四八九号)	広島県黒瀬町の国鉄バス營業 所新置に關する請願(第一九 〇号)	中央線、篠の井線、信越線の電化は、国鉄 幹線電化計画の第二期において実施され 定であり、ディーゼル機関車の配置について は、目下計画中であり、中央線の複線には今後とも は努力した。また、中央線の複線には今後とも は浅川一相模湖間及び名古屋一大曾根間を昭 和三十三年度から着工している。なお、主要 駅の操車拡充については十分努力した。	三、乾燥機施設設置に対する補助について は、昭和三十三年度においては補助措置は 一応打切られるところとなつた。 施設の必要性にかんがみ農山漁村建設総合 対策において乾燥施設の助成の途が開かれ ておるが、なお、農林漁業金融公庫による 融資の措置も講ずるよう努力したい。 國芸振興調査会にはかつて検討したいと考 えている。	二、昭和三十三年度予算には高度集約牧野造 成改良事業費補助金一〇三、七七五千円が 計上されておりこの予算の運用のわく内 で、急傾斜地牧野改良事業に対する補助額 を増額するよう取りはからることとした い。
同	同	同	同	同	大型鋼製船体が頻繁な航路及び主要港へ の出入航路に限つて特定水域に指定する方針 のもとに昭和三十二年十一月七日付をもつて 特定水域の指定に係る運輸省告示を改正し た。	大型鋼製船体が頻繁な航路及び主要港へ の出入航路に限つて特定水域に指定する方針 により当面の繭系価格の維持をはかるとともに は、今後における蚕繭処理の基本方針につい ては、早急に検討することとした。	繭系価格の安定に関する臨時措置法の実施 により当面の繭系価格の維持をはかるとともに は、今後における蚕繭処理の基本方針につい ては、早急に検討することとした。
同	同	同	同	同	所要復旧資金に対する融資については一部 現地地方銀行から融資を受けたが、残余は極 めて困難な状況である。なお、復旧工事費に 対する補助については、地方鐵道軌道整備法 の一一部改正法(昭和三十三年法律第八十号) が公布され復旧工事費に対して補助を与える復 旧を促進せしめるよう措置できるようになつて いたので、実情を調査し所要補助金について検 討中である。	所要復旧資金に対する融資については一部 現地地方銀行から融資を受けたが、残余は極 めて困難な状況である。なお、復旧工事費に 対する補助については、地方鐵道軌道整備法 の一一部改正法(昭和三十三年法律第八十号) が公布され復旧工事費に対して補助を与える復 旧を促進せしめるよう措置できるようになつて いたので、実情を調査し所要補助金について検 討中である。	所要復旧資金に対する融資については一部 現地地方銀行から融資を受けたが、残余は極 めて困難な状況である。なお、復旧工事費に 対する補助については、地方鐵道軌道整備法 の一一部改正法(昭和三十三年法律第八十号) が公布され復旧工事費に対して補助を与える復 旧を促進せしめるよう措置できるようになつて いたので、実情を調査し所要補助金について検 討中である。
同	同	同	同	同	今後とも十分研究することとした。 現在移転の具体的な計画はない。	要望にそろよ研究することとした。 輸送力の増強、サービスの向上等について は、目下検討中である。 さし当り困難な実情であるが、なおよく研 究することとした。	要望にそろよ研究することとした。 輸送力の増強、サービスの向上等について は、目下検討中である。 さし当り困難な実情であるが、なおよく研 究することとした。

鉄道敷設法予定線に該当しているが、建設については今後研究したい。

智頭、上郡兩駅間鉄道敷設促進に關する請願（二件）（第六一、五一一号）
北広島、追分兩駅間鉄道敷設に關する請願（第二八九号）
野岩羽林線鉄道開通促進に關する請願（第四八八号）

（第六二、五一五）
電車但等に關する
（第六二、五一五）
請願（二件）

常磐線鐵道電化足進こ闇する

請願（第一九一號）

(三件) (第三八、二二八、四一四号)

岐阜県岐阜郵便局新築に
關する請願(第四〇号)

熊本県松橋郵便局の普通郵便
局昇格等に関する請願（第四号）

東京都志村前野町に特定郵便局設置の請願（第一九二号）

宮城県仙台市荒巻に郵便局設置の請願（第一九三号）

宮城県蔵王山頂郵便局舎新築に關する請願(第一九四号)

北海道三笠市内電話交換区域

○号) の統合に関する議原(第二十九)

静岡県浜北町に電報電話局設置に関する請願(第一一九一号)

北海道夕張電報電話局の電話
交換方式改善に関する請願
（第二一九一号）

昭和三十四年五月二日 參議院會議錄追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

建設省							
(第八号建設促進に関する請願 (第四五号))							
同	同	同	同	同	同	同	同
滋賀県野洲川堤防改修工事施 行に関する請願(第四七二号)	岡山県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第一九五号)	岐阜県神通川水系右支高原川 改修工事施行に関する請願 (第四六〇号)	山形県の水害復旧対策に関する 請願(第四七号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第二九五号)	岐阜県内川改修工事促進等に 関する請願(第二九五号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六一號)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六二號)
低賃貸住宅建設に関する請願 (第五五二号)	新潟地区の地盤沈下対策に關 する請願(第四八号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六三号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六四号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六五号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六六号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六七号)	岐阜県吉井川下流改修工事促 進に関する請願(第四六八号)
日本住宅公団賃貸住宅賃貸料 低廉化に関する請願(五件) (第四〇一、四〇二、四八〇、 五六七、五六八号)	同	同	同	同	同	同	同

第一回 国会参議院において採択された請願の処理経過

九州地方開発推進に関する請願(第二一一号)	戦没者遺族の公務扶助料増額(第一九三号)	八一、一九、一〇、一三(六件)
	戦没者遺族の公務扶助料増額(第一九三号)	一九二、一九三(二件)

恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百二十四号)の制定により請願の趣旨は達せられたものと考える。	恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百二十四号)の制定により請願の趣旨は達せられたものと考えられる。	恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百二十四号)の制定により請願の趣旨は達せられたものと考えられる。
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

昭和三十三年度東北開発促進計画に關する請願(二件)(第二五六年、八三五号)	東北開発促進法の一部改正に關する請願(第九五七号)	東北開発促進法の一部改正に關する請願(第九五七号)
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

上級法第十五条第一項第二号に対する特例例外措置の請願(第七三一号)	占領軍のための施設提供者の損害補償等の請願(第一四七号)	占領軍に提供するため国が調達した施設に措置することは適当でないと考える。
十一条第二項に規定する重要な事業に追加する請願(第四五五号)	林道項目を東北開発促進法第十一条第二項に規定する重要な事業に追加する請願(第四五五号)	林道開発事業は現在のところ東北開発促進法の重要な事業とすることはできないが、これに関する問題ではなく、家屋賃貸、借契約当事者が目下のところ処理されることには困難である。
東北開発事業費国庫補助増額等に関する請願(第一五二号)	東北開発事業費国庫補助増額等に関する請願(第一五二号)	東北開発事業費国庫補助増額等の請願(第一五二号)
五、本年度の重点事業については、東北各地域を指定し、開発計画の実施に努めることとした。現在国土総合開発法に基き、南九州特定地域を指定期間とする。	五、本年度の重点事業については、東北各地域を指定し、開発計画の実施に努めることとした。現在国土総合開発法に基き、南九州特定地域を指定期間とする。	五、本年度の重点事業については、東北各地域を指定し、開発計画の実施に努めることとした。
水調査事業委託費増額等に関する請願(第一九二号)	福島県南会津東部の特定開発法制定に関する請願(第一一二号)	東北開発促進法第十二条第二項の規定による特例措置は、各県が財政再建を基本方針とした。東北開発株式会社及び北海道開発公庫の昭和三十一年度資金は、それ三〇億円及び一四一億円(北海道を含む)であり、東北開発計画に準拠して、東北開発に必要な重点産業及び事業基盤整備事業を重点的に取り上げて、事業方針であります。

上級法第十五条第一項第二号に対する特例例外措置の請願(第七三一号)	占領軍のための施設提供者の損害補償等の請願(第一四七号)	東北開発促進法第十二条第二項の規定による特例措置は、各県が財政再建を基本方針とした。東北開発株式会社及び北海道開発公庫の昭和三十一年度資金は、それ三〇億円及び一四一億円(北海道を含む)であり、東北開発計画に準拠して、東北開発に必要な重点産業及び事業基盤整備事業を重点的に取り上げて、事業方針であります。
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

昭和三十四年五月二日 參議院会議録追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

一八

東北開発局設置に関する請願 (二件)(第四五〇、八三二号)	更生保護事業の強化に関する請願 (二件)(第三件(第三六〇、六六七、一二〇〇号))	法務省
飲酒による犯罪処罰の請願 (六件)(第七二五、九九一、一四四七、一七六三、一七六四、一七六五号)	新築に於ける請願 (第一五六号)	総理府
福井地方、家庭裁判所大野支 部新庁舎建設促進に関する請 願(第四二四号)	岐阜県中津川簡易裁判所庁舎 新築に関する請願 (第一五六号)	東北開発局の設置については、今後十分検討することとした。なお、現在経済企画庁に設置されている東北開発室の機能を十分に活用して、東北地方の開発推進に努めて行くべきである。
都城拘置支所設置に関する請 願(第一八〇五号)	福井地方法務局大野支局新庁 舎建設促進に関する請願 (第一五六号)	一、保護司実費弁償金は、昭和三十三年度においては平均月三十円引上げた。なお、今後実態を更に検討し、請願の趣旨にそろよ努力したい。
韓国抑留船員の早期送還等に 関する請願(第九一号)	名古屋刑務所移転に関する請 願(第二件)(第一二九、八九七 号)	二、犯罪予防のための啓発宣伝費は、昭和三十三年においては新規に三百三十七万三千円を計上した。今後なおその増額に努力したい。
同	外務省	三、更生保護委託費は、昭和三十三年度において新たに委託事務費を創設し対象者一人一日につき五十六円を給付することとした。また。食事付宿泊、宿泊の委託期間、単価の引上げについても、なお、検討し請願の趣旨にそろよう努力したい。
右に同じ。	同	四、保護観察所支部の設置は、国家財政との関係を考慮し、その実現を検討したい。
右に同じ。	同	刑法の改正については、わが国の社会事情などをも十分考慮し、その立法化について慎重に検討している。なお、飲酒犯罪者に対する保安処分についても刑法改正の一環として研究し合いたい。
右に同じ。	同	最高裁判所においては、昭和三十四年度以降において新嘗費の予算化に努力することとなつてゐる。なお、飲酒犯罪者に対する保安処分についても刑法改正の一環として研究し合いたい。
右に同じ。	同	五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	二十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	三十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	四十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	五十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	六十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	七十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	八十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十一、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十二、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十三、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十四、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十五、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十六、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十七、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十八、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	九十九、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。
右に同じ。	同	一百、請願の趣旨にそろよう移転につき努力する所存である。

日ソ漁業交渉に関する請願
(第一六六二〇号)
北洋さけます漁業の完全操業
等に関する請願(第一六六二
号)
原水燃耗験禁止等に関する請
願(三件)(第一一三九、二四
二、二四五号)
(第一九三三号)
日中貿易振興等に関する請願

北海道近海漁業問題に關しては、ソ連政府は日ソ間に平和条約が締結されなくては審議しない方が本問題を示してきており、これは審議の問題ではない。本問題は人道上の問題であり、対話と協商によって解決されるべきであります。すみやかに交渉を開始したいた旨をソ連政府に對し申入れたが、その後もわが方から先方に対する回答を督促したが、これに対し未だ回答に接していない次第である。

かに漁業の規制措置を定めること、さけ、ますの年間総漁獲量を「一萬トン」とするこど、オホーツク海の公海へ一九五九年から、さけ、ます漁船は出漁しないこと等妥結すみである。右に同じ。

昭和二十四年五月一日 參議院會議錄追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された

一右に同じ

運動具に対する物品税撤廃等の請願（第一四〇三号）

日本不動産銀行拡充強化に関する請願（第二三号）

六、一三七九、一四二四号)
律の一部改正に關する請願(第一三五九、一三六)

同

同

四

同 同

学校給食、実美施校に栄養、衛生についての専門的知識、教養、技能をもつて、管理上望ましいことである。学校給食に従事する職員(栄養士を含む)は、その他の人の規費は、学校給食法において設置者の負担と規定されており、学校の必要に応じて当該設置者が、これまでの職員を設置することが可能になつてゐる。栄養士管理職員を置く学校の設置者は

○号) 化促進に關する請願(第三三四号)
児童、生徒の災害補償の立法
学校給食法の一部改正等に關する請願(第三三四二号)

文部省

花火類に対する物品税軽減の請願（六二三号）、第一七九、五二、六、二九、六五四、六五五号）に關する請願（第五九三号）

同 同 同

大藏省

二、公認会計士第三次試験受験資格検定試験の合格者数を多くする者は計算士として五年以上実務歴のある者と、このようなる者については現行法においても会計学に関する税理士試験の科目を免除される科目である。他の者について会計学に関する科目を免除することは、各試験の範囲を異にしていること及び検定試験の合格者については公認会計士第2次試験の合格者と異なり会計士補の資格が与えられるべきこと等からみて適当でないと考える。

物品税等間接税一般について臨時税制懇談会で検討中であるから、その結果及び財政事情等を考慮して検討したい。

右に同じ。

一、公認会計士第三次試験受験資格検定試験の合格者者は、おもね税理士試験の受験資格を具えているものと認められるが、もしも税理士法第五条第一項第一号から第十号までの規定により、税理士試験の受験資格を有しない者がある場合には、税理士法第五条第一号の規定による資格を有する税理士試験委員の認定を由請する途にも開かれてはいるので、検定試験の合格を受験資格として特掲する。ような法の改正は必ずしも必要ではない。

学校給食費国庫補助増額に関する請願(第一一九五号)	学校給食法第二十八条改正(第一二二八号)	学校給食法第一二二八(第一二二八号)	学校給食法第一二二八(第一二二八号)	同
義務教育法第百三条改正に関する請願(二件)(第一二三六号)	義務教育法第八件(第一一二三号)	義務教育法第一二二二(第一二二二号)	義務教育法第一二二二(第一二二二号)	同
義務教育費国庫負担法に基く教科書の定時制教育及び通学に関する請願(第六号)	義務教育費国庫負担法に基く教科書の定時制教育及び通学に関する請願(第一〇三四号)	義務教育費国庫負担法に基く教科書の定時制教育及び通学に関する請願(第一〇三四号)	義務教育費国庫負担法に基く教科書の定時制教育及び通学に関する請願(第一〇三四号)	同
高等学校の定時制教育及び通学に関する請願(第六七四号)	高等学校の定時制教育及び通学に関する請願(第六七四号)	高等学校の定時制教育及び通学に関する請願(第六七四号)	高等学校の定時制教育及び通学に関する請願(第六七四号)	同
高等学校的科学教育予算増額(第五九一號)	高等学校的科学教育予算増額(第五九一號)	高等学校的科学教育予算増額(第五九一號)	高等学校的科学教育予算増額(第五九一號)	同
東北地方の科学技術教育振興等に関する請願(二件)(第三三四、四五三号)	東北地方の科学技術教育振興等に関する請願(二件)(第三三四、四五三号)	東北地方の科学技術教育振興等に関する請願(二件)(第三三四、四五三号)	東北地方の科学技術教育振興等に関する請願(二件)(第三三四、四五三号)	同
小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	同
教科書の末端販売機構改革に関する請願(第六四一號)	教科書の末端販売機構改革に関する請願(第六四一號)	教科書の末端販売機構改革に関する請願(第六四一號)	教科書の末端販売機構改革に関する請願(第六四一號)	同
小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願(第二二一〇号)	同
義務教育費国庫負担増額等に関する請願(第一〇三〇号)	義務教育費国庫負担増額等に関する請願(第一〇三〇号)	義務教育費国庫負担増額等に関する請願(第一〇三〇号)	義務教育費国庫負担増額等に関する請願(第一〇三〇号)	同
軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願(第三四五号)	軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願(第三四五号)	軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願(第三四五号)	軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願(第三四五号)	同
三、駐留軍基地周辺の風紀対策について、昭和二十八年日米合同委員会風紀対策分科会における決定に基づき、日米地方連絡	三、駐留軍基地周辺の風紀対策について、昭和二十八年日米合同委員会風紀対策分科会における決定に基づき、日米地方連絡	三、駐留軍基地周辺の風紀対策について、昭和二十八年日米合同委員会風紀対策分科会における決定に基づき、日米地方連絡	三、駐留軍基地周辺の風紀対策について、昭和二十八年日米合同委員会風紀対策分科会における決定に基づき、日米地方連絡	同
一、防音工事に要する経費は全額国庫負担で施行されているが、被害校に対する工事の早期実施については、鋭意努力中である。	一、防音工事に要する経費は全額国庫負担で施行されているが、被害校に対する工事の早期実施については、鋭意努力中である。	一、防音工事に要する経費は全額国庫負担で施行されているが、被害校に対する工事の早期実施については、鋭意努力中である。	一、防音工事に要する経費は全額国庫負担で施行されているが、被害校に対する工事の早期実施については、鋭意努力中である。	同
二、一学級を四〇人単位とするために必要な教室の建築工事は全額国庫負担で行うことを試験的に実施することとなつて、成績が好んで多くの学校に実施すべきかどうかが決定される。	二、一学級を四〇人単位とするために必要な教室の建築工事は全額国庫負担で行うことを試験的に実施することとなつて、成績が好んで多くの学校に実施すべきかどうかが決定される。	二、一学級を四〇人単位とするために必要な教室の建築工事は全額国庫負担で行うことを試験的に実施することとなつて、成績が好んで多くの学校に実施すべきかどうかが決定される。	二、一学級を四〇人単位とするために必要な教室の建築工事は全額国庫負担で行うことを試験的に実施することとなつて、成績が好んで多くの学校に実施すべきかどうかが決定される。	同
三、昭和三十三年度の高等学校定時制教育及び理科教育予算の増額及び理科教育施設の整備について、今後とも十分努力したい。ま	三、昭和三十三年度の高等学校定時制教育及び理科教育予算の増額及び理科教育施設の整備について、今後とも十分努力したい。ま	三、昭和三十三年度の高等学校定時制教育及び理科教育予算の増額及び理科教育施設の整備について、今後とも十分努力したい。ま	三、昭和三十三年度の高等学校定時制教育及び理科教育予算の増額及び理科教育施設の整備について、今後とも十分努力したい。ま	同

療養費付費補助金については定率二割を國庫負担とする外、五分相当額の調整交付金を設け、被保険者の負担能力と療養給付費補助金との調整をはかる制度を検討中である。社会保険診療報酬については、医療費に対する国庫補助等の増加により、国民の医療費負担の軽減をはかるよう努力したい。結核診療については、公費負担医療の範囲を全医療に拡大し、全額国庫補助を行なうことには困難があるので、さし当り最も緊急を要する濃厚感染患者対策に重点を置きたい。未帰還者・留守家族等援護法による療養期間については、二ヵ年の延長が認められた。アフターケア施設・助成のための補助金予算は毎年増額しており、昭和三十四年度も増額するよう努力したい。また立法化については目下検討中である。

生資回復者の更生援護については、世帯更生資金の貸付など一般の社会福祉施策の枠内で努力したい。

國立療養所の給食費については昭和三十三年の運用から一人一日百二十円に増額されたが、そのように銳意検討中である。また期末扶助についても目下検討中である。

入院費に係る延滞金についてはその免除について検討中である。

國立療養所の燃料については各施設において熱管理の強化推進をはかりかなりの成果をあげるとともに、今後熱の供給は確保可能であると想られる。なお、熱管理にあたつては患者等にサービスが低下しないよう指導している。

國立療養所の統合、廃止については、その利用状況等を把握して全国的視野から考慮したい。

國立療養所における看護体制は既に看護職員の増員並びに適正配置及び看護設備等の整備により他施設の水準以上にその体制にあるが、更に看護婦の教育訓練、諸設備の改善等により看護内容の向上に一層の努力をいたしたい。

結核児童入院させ、医療とともにその経費学習及び生活指導を実施するとともにその経費について高率の国庫補助を行うよう具体策を検討中である。

長期療養者のN H K ラジオ受信料免除については、その実現に努力しているが、早急な

昭和三十四年五月一日 參議院会議録送録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

結核治療費全額国庫負担等に 関する請願(二件)(第一四三 一四九〇号)	同	同	同	同	同	同
精神衛生対策促進に関する請 願(第三七九号)	六、 一三八七号	六、 一三三二	六、 一三三二	六、 一三三二	六、 一三三二	六、 一三三二
環境衛生関係営業の運営の適 正化に関する法律施行に伴う 経費国庫補助等の請願(第四 六三号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)	下水道行政の一元化等に 關する請願(第九号)
簡易水道事業費国庫補助増額 等に關する請願(二件)(第一 三〇、四三六号)	同	同	同	同	同	同
結核治療費全額国庫負担制度 確立に關する請願(第一三四 三号)	同	同	同	同	同	同
結核治療費全額国庫負担等に 關する請願(第一三六五号)	同	同	同	同	同	同

右に同じ

清掃施設整備について、昭和三十二年度は、國庫補助も増額され、その推進をはかりつつあるが、今後とも國庫補助金の増額補助率の引上げに努めたい。医療施設における医師及び看護婦の定員は、医療施設により規制しているが、不足の原因を十分検討の上、これが解決にのぞむ所である。昭和三十二年の新給与制度の実施により改善されたが、今後引き続きその待遇の向上に努力したい。

国立病院及び國立療養所に勤務する看護婦で、産休のため業務を離れているものの数は、現員に対し約3%程度の欠員低下を防止するため、昭和三十三年度においても既定賃金予算の枠内でその代替要員の確保をするはかつており、今後ともこの方針で善処する所存である。

國立病院及び國立療養所に勤務する医師及び看護婦については、年間約5%程度の欠員低下を防ぐため、昭和三十三年度においても目検討を加え、合理的な適正配置を行うよう目検討中である。

右に同じ。

右に同じ。

軽快病床の設置については、全国的視野から必要数を確保している。考えるが、なお、利用者は考慮しない。また、運用についても、利用者の要望はできるだけ考慮したい。公用私施設の患者の入所について、別扱をするような指導はしていないが、今後、別ものとの点には留意して指導したい。

右に同じ。

國立療養所における経費又は無料診療の取扱いについては、各療養所が同一歩調によるべきで、公平適正に実施されることが望ましいので、今後ともその運用については、この点指導したい。

実情調査の上関係機関に協力方依頼する等適当な方法を考慮したい。

十分考慮を払い改善に努力したい。

に関する請願(第一三三五号)

国民健康保険費国庫補助増額 に關する請願(第一四三二号)

国民健康保険直営診療所経費
助成に関する請願（第四五一
号）

国民健康保険事業は、(第三七八)
庫補助増額の請願

国民健康保険事業に対する国庫補助増額等の請願（第一二号）

国民健康保険事業費国庫補助
増額等に関する請願（五二一
号）

社会保険医療の診療制限撤廃
に関する請願(二件)(第一四
四〇、一四九九号)

同

四

四

同 同

社会保険医療の診療制限緩和
に関する請願(第一三九七号)

保育事業予算増額に關する請
願(十件)(第二、八七、三六九、
八、六、五、三九五、四四九、四
九、五一二二、五六六、六四〇
号)

私設保育所保母の待遇改善等に關する請願（第一四八二号）

未帰還者の帰還促進等に関する請願（第一二一〇号）

四

四

四

1

同 同

に認められる段階においてこれを採用する等のことはやむを得ないことと考える。

保育所措置費の増額について昭和三十三年度予算において職員の期末手当〇・五カ月分、給食費の単価増が新たに計上されたのであるが、同賃の合理化と簡素化をはかるため、昭和三十三年一月一日から同費に対する国庫負担の方式を改正した。これにより、今後は、保育単価の引上げ、保育料基準額の引下げ等により、一層の充実をはかつていただきたい。

引揚者が、引揚者給付金等支給法により給付金の支給を受けるには次のような方途によりその解決をはかり、事務取扱の促進をはかりつてゐる。

一、引揚事実及び引揚時期は立証されるが、終戦前六ヶ月以上引き続き外地に生活の本拠を有していたことを認めべき認証が終戦以前のある時期のみしかないか、又は全部得られない者のについては外事実に関する人証を補完資料として添付させると等により、終戦前六ヶ月以上引き続き外地に生活の本拠を有していたと認めるべきであるとの心証がえられたときは、これを法に規定する引揚者と認定することにしている。

二、在外事実を立証する資料はあるが、引揚事実又は在外事実等に関する人証により請求をさせることとし、これに基き、参考人等により当時の諸事情を聴取する等心証を得たうえで認定することとしている。

一、生存残留者の帰還については、帰國希望者のある都度適切な措置を講じたい。

二、消息不明者の調査究明については、は、対外、国内の両調査においてつくし得る手段をつくして実施する所存である。

未帰還者の早期帰還等に關する請願（第三三五号）
未帰還同胞問題完全解決に關する請願（二件）（第三九六、四三五号）

同厚生省

2 満洲開拓民の在外財産に対する補償
は、困難であると考える。
3 開拓女じゆく生は引揚者給付金等支
給法の対象になつてゐる。報国農場隊員
については終戦まで六ヵ月以上外地
に生活の本拠があつたことが立証され
た場合には同法の対象にしている。

右に同じ。

五、
1 満洲開拓民等は、当時の国策に基いて送出されたものであるが、國との間に直接的使用關係が設定されることは考慮られないものもあり、今直ちに軍属と同様の待遇を与えることは困難であると考へる。なお満洲開拓民等で戦闘に参加死亡した者の遺族及び中復員者と同様の待遇を下に抑留された者で附和二十一年九月二日以後海外にある間ににおける自己の責任に帰することができない事由に対し現行遺族援護法により弔慰金が支給されさらに戦闘に参加する等により傷害の疾病をうけたために身に障害害をのこし又は死亡した場合は、障害年、金又は遺族給付金を支給するとともに、更生医療等の給付の措置がとられることになつた。なお、右に該当しない場合は、引揚者給付金等支給により遣族給付金等が引揚者給付金の支給等の措置がとられている。
2 満洲開拓民の在外財産に対する補償は、困難であると考へる。
3 開拓女じゆく生は引揚者給付金等支

五、四、三、
和することと並んでないときは、第十三条の留守家族手当の支給をしない場合の時期について検討したい。
1、夫帰還邦人死亡の場合における遺族の処遇については、他の戦争犠牲者との均衡を勘案して措置したい。
1、満洲開拓民等は、当時の国策に基いて送出されたものであるが、国との間

三、
1 未帰還者等援護法の建前
は、当該未帰還者が帰還しないことに
よつて留守家族がこうむつてゐる経済
上の損失を援護するものであるから、
あえて国家補償の明文をおく必要はない
と考える。
2 現行の留守家族手当の支給条件を緩
和することは妥当でないと考えられ
る。

インドネシア共和国等所
在の
遺骨收集に関する請願（第四
三三号）

同 同

新農山漁村建設事業の法制化

農林省

五、食糧費については、昭和三十一年度から一人一日百二十円に増額されたが、その運用等については重症患者の治療費を必要とする患者等については重点的に考慮するとともに、今後とも更に研究改善をはかりたい。なお、看護についても、その万全を期していいるが、今後とも看護内容の向上に努力したた。

三、公費負担医療の範囲を全医療に拡大し、全額国庫補助とすることは困難と考えられるので、緊急を要する濃厚感染源患者対策に重点を置き、結核予防行政を推進したい。

八、夫婦遭難者留守家族等援護法第二十九条を削除するのについては、さるに検討することとしたいたい。

インドネシア地域における、死没者遺骨の大半は処理されていて、なお、残存する遺骨は島嶼における死没者の遺骨については、在外公館をして、取扱及び慰靈を行なう等の方法を検討中である。

一、健康保険の一部負担金制度は、廃止できない。保険料の一部負担金制度は、受給資格期間の短縮、傷病手当金の給付期間の延長、被扶養者の療養給付率の引上げは、実現困難である。また、国庫補助については、実現に努力した。国民健康保険法の全面改正を行い、昭和三十六年四月一日までに国民皆保険を達成することとしている。

三、現地復員の撤廃については、当時の事情をさらに調査のうえ処理したい。
四、五、留守家族の待遇の改善及び死亡処理に伴う遺族の待遇については目下検討中である。
六、一括死亡処理の法律を制定する考えはない。
七、請願の趣旨にのつとり善処したい。

に 関する請願 (第一三三号)

(漁港整備促進に関する請願
(第一九二号))(岩手県長部漁港南防波堤構築
等に関する請願 (第一八一二二
号))(寒冷地農業確立に関する特別
立法措置の請願 (二件) (第一
二五八、一二七七号))(地方卸売市場に関する立法措
置の請願 (二十一一件) (第一四
六七、一五〇、一五〇、一五〇、一
四五、一五三五、一五四、一五二
五五八、一五三三、一五〇、一五
一五八五、一五八三、一五八四、
一五六七、一五六六、一五六八
一六八三、一七一二号))(機船底びき網漁船の違法操業
に関する請願 (第二一二二号))(同 (六件) (第一七四二、一七
一七五九、一七九六、一七九七、
一七八八三号))(畑地農業改良促進法の期限延
長等に関する請願 (第五七九
号))(海草天草人工栽培法奨励等に
関する請願 (第三一〇号))(七号) (期決定に関する請願 (第二〇
号))

は、継続実施する方針であるが、法制化については、慎重に検討したい。

今後とも請願の趣旨を尊重し、財政の許す限り実施できるよう努力したい。

右に同じ。

昭和三十三年度以降も引き続き実施する予定である。

昭和三十三年度から地域別に営農改善の目標を定め農林漁業金融公庫資金融の融通をはかることとし、北海道知作営農改善対策要綱を定め実施することとなつていて、前記要綱の実施過程をも勘案し化定たい。

その実態を調査し、立法その他必要な措置を検討することとしている。

米の事前完済申込制概算金精算に関する請願 (第一二七一
号))

小団地開発整備事業促進に関する請願 (第一六四七号))

結晶ぶどう糖工業助成法制定促進に関する請願 (二件) (第一
一〇三、三二〇号))農業災害補償法の一改正に
関する請願 (第五二八号))産業流通秩序確立に関する請
願 (二件) (第二二三、三二一
号))農地等の施越工事借入金に
関する利息補給制度の請願 (第
八八一號))生糸座縫器械無免許かまの整
備に関する請願 (第八三九号))農業委員会経費国庫補助増額
に関する請願 (二件) (第一
四一三〇七号))繭糸価格の維持等に関する請
願 (第一四六七号))繭糸価格の維持等に
関する請願 (第二件) (第一
五号))米の時期別格差及び予約申込
加算金に関する請願 (第三六
五号))消費者米価引上げ反対に
関する請願 (第二〇八号))

蚕糸業の危機打開対策強化に

価格安定法の適切な運用をはかつて行きたいと考えている。

昭和三十三年産米の概算金の精算方法については、指定した地域については、早期栽培と普通米に区分して精算する措置を講ずることとした。

法制定については、現在のところ必要とは考えていないが慎重に検討したい。

小団地開発整備事業予算については、請願の趣旨にそろよろ努めたい。また実施基準の改正について、現行の基準が妥当であると考へているが、慎重に検討したい。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

法の一部改正及びこれに伴う措置によつて制度化された。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の実施により当面の繭糸価格の維持をはかるとともに、今後における産業処理の基本方針について、早急に検討することとした。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

法の一部改正及びこれに伴う措置によつて制度化された。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の実施により当面の繭糸価格の維持をはかるとともに、今後における産業処理の基本方針について、早急に検討することとした。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

既存の制度との関連もあるので、具体的な改正措置を講ずるべく目下検討中である。

外國無煙炭輸入制限等に 關する請願(第六一七号)	東北電力株式会社の電気料金 暫定措置延長に關する請願金 (第一六二二五号)	石炭採掘に伴う鉱害復旧の請 願(第六三四四号)	施肥合理化対策の強化拡充に 關する請願(第五号)	静岡県浜名用水等の取水施設 改良に關する請願(第一一六七 号)	蚕糸業の危機打開対策に關す る請願(第一二三六号)	自作農財蓄組合の法制化等に 關する請願(第八九〇〇号)
-----------------------------	---	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	------------------------------	--------------------------------

工業技術院産業工芸試験所東北支所の拡充強化に関する請願(二件)(第一四三、六七三号)	小売市場規制法規の制定に関する請願(四件)(第五六七、五七五、六〇〇、六三五号)	特許出願に対する審査期間の法制化の請願(第一七〇〇号)
福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願(第三六六号)	店舗設置の請願(第六一五号)	同
大阪別府航路用綫光船新造に関する請願(第六五七号)	信用補完制度の拡充に関する請願(二件)(第二八一、六一六号)	同
南海丸遭難者遺体収容促進等に関する請願(第七四四四号)	同	同

日本製金屬洋食器に対する米国関税引上げについて、年間輸出数量を五五〇万打に制限することによりその決定を一年間延期され延しているが、今後の事態に十分留意し米国側の関税引上等の措置をさけるため必要な指導と措置を探ることとした。

昭和三十三年度予算においては、三二、七一七千円の予算を計上し、同支所の整備充実をはかることとした。

造船計画実施促進等に關する
請願（第七五七号）

官報(号外)										運輸省
姫新線鉄道輸送力の拡大強化に關する請願(第一六四八号)										姫新線以遠の気動車化については旅客の輸送事情その他を検討の上要望にそよう考えた。なお、津山経由岡山・新見間列車について、旅客の流れから見て今後研究することとし、大阪・新見間直通列車増加についてお検討したい。
瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願(第一六四九号)										前者は最低七割六分七厘から最高九割二分二厘、後者は五割の高率割引を実施していられる現状で、これを更に半額とすることは困難である。
長野原駅・嬬恋村間鉄道敷設促進に関する請願(四件)、佐久間鉄道敷設促進に関する請願(四件)、佐久間鉄道敷設促進に関する請願(四件)、佐久間鉄道敷設促進に関する請願(四件)、佐久間鉄道敷設促進に関する請願(四件)										姫新線以遠の気動車化については旅客の輸送事情その他を検討の上要望にそよう考えた。なお、津山経由岡山・新見間列車について、旅客の流れから見て今後研究することとし、大阪・新見間直通列車増加についてお検討したい。
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	宮城県白石市・山形県赤湯町間鉄道敷設に関する請願(第一六五七号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一戸・久慈両駅間鉄道敷設に関する請願(第三二四号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	三重県伊勢市・長島町間鉄道敷設に関する請願(五件)、山市間鉄道敷設に関する請願(五件)、三重県伊勢市・長島町間鉄道敷設に関する請願(五件)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新旭川・幌成両駅間等鉄道敷設に関する請願(第一五一五号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	千葉県松戸市馬橋・栃木県小山市間鉄道敷設に関する請願(九二三号)、九一五号、九二一号									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新潟県・伊南村古町・田島町滝ノ原間鉄道敷設に関する請願(第一四五三号)、一五四号									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	福島県・伊南村古町・田島町滝ノ原間鉄道敷設に関する請願(第一五六一号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	高知県・佐賀町荷穂部落に駅設置の請願(第七九〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)									
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願(第一一〇号)</									

設置等の請願(第一七〇一號)

私鉄電車運賃値上げ反対に關する請願（第一五号）

報機を設置しなくても踏切道の保安は確保されるものと認められるので、このように措置する。

三重県御薦村高向に無集配特
定郵便局設置の請願（第二二
八号）

右に同上

他との振合いをもみて考慮したい。

早急に実施することは困難であるが、今後できるだけ早い機会に実施するよう努力した。現状においては実施困難と思われる。

右に同じ

昭和三十三年中に設置するよう計画中である。直ちに要望にそなことは困難であるが、昭和三十四年度以降できるだけ早い機会に設置するよう努力したい。

伊萩局の集配事情開始については、菊池町の郵便区調整の際、併せて検討することとし、大津局の区内となつてゐる旧護川村の一部を河原町に組み替えて郵便物の速達化をはかることとしたみである。

昭和十三年三分として二戸の新設が決定し、本年秋には完成の見込であり、今後とも請願の趣旨にそよよう努力したい。

第二十八回国会において郵便切手類発売とき及び印紙発売に関する法律の一部の改正並びに郵便工事料の改訂による法規の一部

現状においては実現困難と思ふ

新規の申込に応じてゆく考え方である。局舎の増築は行わざ局内設備の増設により昭和三十三年八月発行された。

千代川局を千代川駅付近に移転することについては、将来計画上の参考としたい。また、同局に集配事務を開始することについて

昭和三十四年五月二日 参議院会議録追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理經過

昭和三十四年五月一日 參議院会議録追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

四
一

右に同じ。

鹿児島県鹿屋電報電話局局舎建設促進等に關する請願（二件）（第九〇四、九四一號）

簡易生命保険の制限額引上げ
に関する請願（十五件）（第一回）

六一二二一
三六一
一〇〇一八
六九、二四
三一
一一二八一
房四九一
一九一八一
一、二五
一、三三
一三四一
四二、二
五一、一〇

簡易生命保険、郵便年金積立
金の融資範囲拡大等に關する
請願(十六件) 第一〇五、一

三九、二〇、一八、二七、三三、三五、一一〇、一二三、二六、二一、二

八
一六三二号

茨城県赤塚村等の電話を水戸
電話局区域に加入変更するの

岩手福岡、戸田間電話回線増設に関する請願（第一二七六号）

北海道岩見沢市二条西十丁目
及び一条東一丁目付近に無集

十八号)

鹿児島県竹之浦簡易郵便局の
号)

る請願(第一四一八号)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 郵政省

自動改式については昭和三十三年以降でき
るだけ早い機会に着手できるよう検討中であ
る。また、市内の電話交換局のうち、柳局は
鹿屋局改式の際同局に統合することとし、他
の局はその際鹿屋局との通話を即時通話とす
る予定である。

最高制限額は二十五万円に引き上げられた
が、今後とも引き上げについて努力したい。

将来他との振合いをもみて考慮したい。

庫、昭和十三年度においては中小企業金融公庫、国民金融公庫等に対しても新たに運用することとし、これらの機関を通じて資金の地方還元と公共の利益の増進を図つてゐるが、今後も適用範囲の拡張を研究する予定である。

和三十三年度に交換台を新設する予定である。昭困難である。なお、電話の増設については、予算の関係から早急に合併することは、

る。和三十三年なほに交換台を新設する予定であ
離の間保から急には増設については、昭和三十三年なほに交換台を新設する予定であ
が、現在のことろ市外回線増設の計画はない。
た、戸田局の交換台取替については昭和三十
年度中に実施する予定である。ては昭和三十
昭和三十三年度中に無集配特定局を三条西
十一丁目に設置するよう取運中である。
また、岩見沢市一条東一丁目に無集配特定
局を設置することについては、現状において
は実現困難と思われるので、
手筋也との辰合、ともかく考慮してい。

現状においては実現困難と思われる。

右に同じ。

東京都深川東雲町に特定郵便局設置の請願(第一五〇六号)
神奈川県川崎市上丸子山王町に特定郵便局設置の請願(第一六二一号)
福島県浅川町山白石に四等郵便局設置の請願(第一六六五号)
広島県松永市神村町に特定無配郵便局設置の請願(第一六九二号)
お年玉つき郵便葉書の発売による寄付金を沖繩へ特別配分の請願(第一七八五号)
失業対策事業費全額国庫負担に関する請願(第五六五号)
失業対策事業就労者に年末手当支給等の請願(第一九五号)

右に同じ。

将来他との振合いをもみて考慮したい。

詣願の地に四等郵便局(仮称)設置について
では、現在窓口機関の拡充をはかるよう研究
中なので、これが結論を得たうえ、検討した
い。見大なる、ては良見困難と思われる。

研究のうえ善処したい

二、現在のことでは、改訂が困難である。
三、昭和三十二年十月一日以降予算上の
単価を三〇・六円に引き上げた。
四、昭和三十三年度予算においては、夏季三
日年末八日分を就労日数増加又は賃金増給
のための行政措置分として計上した。
五、昭和三十三年度予算においては、失業対
策事業の一日平均吸収人員を二十五万人と
した。また、適格基準の撤廃について認め
失業者の合理的就労をはかる見地から認め
難い。
六、日雇失業保険の待期日数の問題について
は、失業保険支見込等を十分考慮し、慎
重に取り扱うこととした。また、保険金
日額は、日雇失業保険の運営の実情からみ
ても、現行の給付内容を改訂することは妥
当でない。

八、現状においては、実現不可能である。

2 第二十八回国会で療養の給付の受給統率についても簡素化をはかつた。その他の手続に別、地域別にそれぞれの実態に応じて実施し方策と考える。次拡大して行くことが適当な低賃金制を実施することは、社会経済に混乱と摩擦を起すおそれがあるので賛成し難い。

九、勤労によつて得られた金銭はすべて収入として認定されなければならぬので、収入としては認定されなければならぬので、収入としては認定しなければならぬが、そのためには、勤労する者は勤労しない者と異り、勤労のための経費を必要とするので、この経費については、勤労控除の措置をとつてある。

一〇、日雇労働者の児童について、児童福祉法に基づく保育所において保育しているが、その費用の負担は保護者の就労形態等からして種々の困難もあるので、移動式簡易保育所(託児所)を設置することを検討中である。なお、本来の保育所における保育する場合も低所得階層の保護者における負担を負わせることのないよう検討したい。

一一、低家賃住宅の建設については、公営住宅特に第二種公営住宅をもつて行われば、また、その財政負担が引き上げられ、また、教材の充実及び父兄負担に対しても、今後とも努力したい。なお、教育関係諸費を全額国庫負担とすることは、国及び地方公共団体の財政事情等により困難である。

一二、昭和三十三年度から義務教育費国庫負担金教材費の定額度が引き上げられ、また、その受給率が法律での明定されたが、教材の充実及び父兄負担に対する対象の児童生徒数を増加することについては、今後とも努力したい。

一三、教材費の免除について、前項のほか、図書の給与に対する対象の児童生徒のための教科用図書に基づき、市町村が要保護者(教育扶助を受ける子供)に教科用図書の無償貸与を行ふ場合には、国はこれに要する経費の五分の四を補助しているが、給与対象の児童生徒数を考慮する。学校給食法に基づく場合は、市町村が要保護者の子弟に学校給食費の全部又は一部

日雇労働者の生活保障に関する請願（第一五六六号）

同

八、低家賃住宅の建設については、公営住宅特に第二種公営住宅をもつて行われており、その戸数は年々増加してきているが、低額所得階層に対しして低廉な公営住宅の供給についても努力したいと考える。

七、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国補助に關する法律に基き、市町村が保育者へ教育扶助を受けた時に教科用図書の借入及び購入費用の償還を行う場合の子供は、これに要する経費の四分の一を補助していけるが、助けていいことが、給付対象の児童生徒数を増加することについても努力したいと考える。

六、日雇労働者の児童については、児童福祉法に基づく保育所において保育しているものもあるが、その費用の負担、保護者の就労活動等とも併せて検討すべきものである。今後ともこの点に検討を加えたい。

五、現行基準は一応最低生活を維持するに足るものではあると考えられるが、その引上げることも、消費生活の移行及び手作の変遷等とも併せて検討すべきものである。過度の負担を負わせることのないよう検討したい。

四、保険財政の現状からみて、寒現不可能である。手続への受給手続の簡素化をはかり、療養の給付等を十分考慮し、慎重に取り扱うこととした。

三、日雇失業保険の待定期間については、失業保険収支見込等を十分考慮し、慎重に取り扱うこととした。

二、失業対策事業就労者の月間就労日数は、民間事業及び公共事業等を含めて、平均二十一日を確保することとしている。

一、失業対策事業就労者の月間就労日数は、別資金を基準で定められることとなつておらず、市町村が修学旅行費用を支給した場合には、国がその費用の一部を補助することができるよう目下研究中である。

昭和三十四年五月一日 參議院會議錄追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

四四

建設省	同	同	同	同	下水道事業費国庫補助増額等 に関する請願(第一四六号)	日本住宅公團賃貸住宅賃貸料 低廉化に関する請願(二件) (第一八一、一八二号)	公営住宅建設に関する請願 (第二二五号)	都市計画街路環状七号線道路 建設促進に関する請願(第六三六号)	昭和三十三年度住宅関係予算 に関する請願(第一五四号)				
給を更に強化するため、その対策を目下検討中である。	実現事業として予算措置を考慮している次第であり、交通事情を勘案し、十分検討の上実施したい。	長期計画を樹て強力に推進して請願の趣旨にそろよ努力したい。	設計の標準化、管理戸数の増大等に伴う経費算出方法の再検討その他により、家賃の引上げに一層努力する所存である。	一、公営住宅の建設については、今後とも強力に推し進めていく方針である。	二、不燃公営住宅特に中層耐火構造住宅の戸数の増加については今後とも努力したい。	三、公営住宅の標準建設費については、国家財政の許す限り適正なものとしたい。	四、公営住宅の昭和三十四年度以降建設用地取得造成については、昭和三十三年度より適用基準の拡大をはかり宅地の早期取得について改善を加えている。昭和三十二年の住宅金融公庫法の改正により住宅金融公庫の融資により造成した宅地は公営住宅にも利用して土地を安価に取得するよう指導したい。	五、公営住宅の標準規模の増大については、今後とも努力したい。	六、低家賃住宅の建設促進するためには国庫補助及び法律改正の必要も生ずるので慎重に検討したい。	七、起債充当率の引上げについては、努力したい。	八、公営住宅の建設用地の取得については、昭和三十四年度以降建設用地の取得造成制度の活用をはかるほか、住宅金融公庫の融資による宅地造成を積極的に利用させること途に付いても検討している。	一、第一種公営住宅の戸数の増加について今は今後努力したい。また、中層耐火公営住宅を重点的に確保することについては努力したい。	二、第二種公営住宅の質及び規模を引き上げることは、国家財政の都合もあり、逐次引き上げていきたいと考えている。

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
軍人恩給の加算制復元に関する請願(第九六号)	総理府	困難であると考えるが、今後の財政事情等を勘案の上検討することとした。
水質汚濁防止法制定に関する請願(第一一二号)	同	水質汚濁防止に関する法律案を第三十回国会提出した。
講和条約発効前の占領軍による不法行為等の被害者補償処遇改善に関する請願(第一七五号)	同	講和発効後は、これらの方に支給等の補償等については、これらの方に支給した。その後、前記支給額は、講和発効後における日米行政協定第十八条関係事業に対する補償額に比し低過ぎること、支給漏れもある等の理由の陳情が行われているので、当時の実態を調査するため、各都道府県に対し、個人別支給明細等の資料の提出協力を依頼するとともに、その実情について日下検討中である。
離島振興強化拡充に関する請願(第八号)	同	離島振興対策については、昭和三十三年十一月離島振興計画を改訂し、離島振興の強化拡充をはかることとした。なお、電気導入、漁港湾局部改良、海岸保全、簡易水道、土地改良及び道路についての国の負担割合を引き上げることについては、財政との関係もあるので十分検討したい。
国土総合開発法第十三条第二項に基づく特定地域開発計画事業に対する国と地方の負担割合に関する特例立法措置の請願(第四七号)	同	他地域との関係、国家財政一般との関連もあり、今後十分研究したい。なお、東北開発促進法に基く國の負担割合の特例措置は、現在東北七県全部に適用されているが、各県が財政改進を終了した後における措置については、将来の問題として検討を進めて行きたいたい。
東北開発促進計画に関する請願(第一四八号)	同	昭和三十三年八月閣議決定した東北開発促進計画に基き、今後共効率的に重点的に事業の推進に努める考え方である。右に同じ。
東北地方開発事業推進に関する請願(第一四九号)	外務省	第四次日中貿易協定に対してもできる限りの支持と協力をする方針で、同協定書の問題についても、通商代表部及びその構成員の間で、出入国に際する便宜供与、貿易活動を目的とする旅行の自由、暗号電報の使用、代表部所属人員及び家族の指紋免除を認めることとし、これらの方の諸点を含む方針で予め日本側民間貿易代表団に通知しておいた。また前記請点についてもわが国内法の尊重を求めるのは当然であり、他面わが国が現在保持している他の国との友好関係をも考慮する必

国民年金制度実施促進に関する請願（第八八号）	国民年金制度の法制化に関する請願（第一三四号）	地方衛生研究所に関する立法措置の請願（二件）（第一七、四三号）	し尿終末処理施設設置費国庫補助増額等に関する請願（第一九号）	熊本県水俣湾沿岸地帯の奇病発生原因早期究明についての請願（二件）（第一一、一一九号）
簡易水道事業費国庫補助増額等に関する請願（第一四号）	簡易水道布設費国庫補助増額に関する請願（第一三〇号）	簡核医療の基準改正等に関する請願（第一二二号）	同	同
東北地方に高血圧調査研究所設置の請願（第一三五号）	同	同	同	同
身体障害者の待遇改善に関する請願（第一三三号）	同	同	同	同

右に同じ。

検討中である。

清掃施設整備については、今後とも国庫補助金の増額・補助率の引上げ、補助対象の大枠起債の確保等に努力したい。

一、原因究明については、昭和三十一、三十二、三十三年度において厚生科学的研究費を十分支出して究明に努めているが、さらに総合的に研究の促進等により、今後とも努力したい。

二、社会保険医療における診療方針で認められる範囲内において、栄養補給をすることが病に差し支えないと考えるが、水俣地方の奇病について認めるることは現在のところ考えていない。なお、原因が究明され、保険治療法が検討された場合には必要に応じて保険給付においても採り入れるよう努力したい。

三、漁礁等の設置については、県当局からの具体的な計画の提出をまとめて検討いたしました。なお、汚染海域の範囲等の調査については早期に実施するよう努力したい。

今後国庫補助金及び起債について増額をはかるべく努力いたしたい。

国庫補助金の増額配布について努力いたしました。

濃厚感染源患者の入院治療を容易ならしめるため、生活困窮者で入院を要するものについては、医療費の全額を公費で負担するとともに、これに対する国庫補助率を引上げるよう努力いたしたい。

国立病院及び公的医療機関を中心として治療設備を整備するよう努力したい。

一、身体障害者更生資金の貸付制度の法制化については検討中である。

三、国鉄運賃割引の百糸未満適用については、国鉄当局と協議したい。

一、国民健康保険法改正案については、第三十回国会に提出したが、審議未了になつたので次期国会に提出する予定である。

二、国庫補助制度については、被保険者の負担能力と保険給付費との調整に万全を期し

静岡県東海海運局清水支局下
田出張所の支局昇格に関する
請願（第一七八号）
岩手県釜石港修築を國の直轄工事とするの請願（第一一二三号）
国鉄中央線と名古屋都市計画十二年線との立体交差工事計画変更等に
に関する請願（第一二二号）
新得・足寄両駅間鉄道建設促進に関する請願（第一二一号）
信越線長川・輕井沢両駅間鉄道改良等促進に関する請願（第一二
二五号）
国鉄生橋線鐵道敷設促進に
する請願（第一四三号）
東北地方幹線鉄道の複線化等
促進に関する請願（第一四四
号）
自動車どろよけを装置するの
請願（三件）（第四、七五、一
〇号）
熊本県玉名市立願寺温泉に通
信保養所設置の請願（第四五
号）
大分公共職業安定所竹田分室
の出張所昇格に関する請願（第
一五四号）
失業対策事業就労者に夏季手
当支給等の請願（二件）（第一、
六号）

海岸保全施設事業費国庫補助
増額に関する請願（第一四五号）

昭和三十四年五月二日 参議院会議録追録

第二十七、二十八、二十九回において採択された請願の処理経過

四八

県道鹿屋郡城線の二級国道編入等に関する請願(第一九号)

建設省

岩手県花巻市、釜石港周道路の主要産業道路指定等に関する請願(第十二四号)

同

静岡県浜松市、岐阜県東那市間道の国道編入に関する請願(十九件)(第四三、五四、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、九九、七〇、九七、一九七、一九八、一六六号)

同

二級国道指定について、実状調査の上、その実現をはかるよう努力したい。全国的整備の緊急度と国家予算を勘案の上、その実現をはかるよう努力したい。

実状を調査の上、検討したい。

参議院会議録第十四号中正誤

ペジ 三三三	段 四	行 八	次の三条	誤	
ペジ 四八三	段 五	行 七	立ち合わ	誤	次の二一条

参議院会議録第十九号中正誤

ペジ 四八三	段 五	行 七	立ち合わ	誤	正
ペジ 四八三	段 五	行 七	立会わ	誤	正

参議院会議録第二十一号中正誤

ペジ 四八三	段 五	行 七	債券	誤	
ペジ 四八三	段 五	行 七	罰金を	債權	正

参議院会議録第二十五号中正誤

ペジ 四八三	シテ段	一等級の俸給月額欄中38,390円は38,890の誤	
ペジ 四八三	シテ段	六等級の俸給月額欄中24,710円は23,710の誤	
ペジ 四八三	シテ段	一等級の俸給月額欄中49,000円は39,000の誤	